

岩美町若年勤労者世帯家賃補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、岩美町内の民間賃貸住宅に入居する若年勤労者世帯に対して行う家賃補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）細則 第12条に基づき定める岩美町若年勤労者世帯家賃補助金交付細則をいう。

（2）民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約（親族が所有し、かつ、居住する住宅を賃貸借する場合を除く。）を締結して自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、次の住宅を除く。

ア 町営住宅、県営住宅等の公的賃貸住宅

イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅

（3）所得 所得税法（昭和40年法律第33号）第28条、又は所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得額をいう。

（4）世帯所得 主たる収入者の所得に、生計を一にする同居者の所得の2分の1を加えた額をいう。

（5）家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。（共益費及び駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除く。）

（6）住居手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関するすべての手当等の月額をいう。

（7）実質家賃負担額 家賃から住居手当額を控除した額をいう。

（8）入居 当該住宅に現に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。

（9）補助対象世帯 家賃補助を受けるために申請ができる世帯をいう。

(10) 補助世帯 町長が家賃補助金を交付することを決定した世帯をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助対象世帯は、次の各号のすべてに該当する世帯とする。

(1) 申請日の属する年度の前年度の4月1日から申請日までの間に婚姻届を提出している夫婦が同居する世帯であること。

(2) 申請日現在において、夫婦いずれかが40歳以下であること。

(3) 世帯所得が細則に定める基準額以下であること。

(4) 申請日において、岩美町内の民間賃貸住宅に入居し、かつ、申請日において当該住宅に係る賃貸借契約を締結していること。

(5) 実質家賃負担額が、細則で定める額を超えていること。

(6) 生活保護による住宅扶助や、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(7) 本人及び世帯員が、町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していないこと。ただし、滞納がある場合で、分割納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。(申請日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合は、本人及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がないこと。)

(家賃補助月額)

第4条 家賃補助月額は、実質家賃負担額に応じて細則で定める額とする。

(家賃補助の期間)

第5条 家賃補助を行う期間は、60ヶ月を限度とする。

(家賃補助の申請及び審査)

第6条 家賃補助を受けようとする者は、細則で定める書類により町長に申請し、必要な審査を受けなければならない。

2 前項の申請は、1世帯当たり1件とし、複数の申請はすべて無効とする。

3 現に家賃補助を受けている世帯又は既に家賃補助を受けた期間が前条に定める期間の限度に達している世帯は、新たな申請を行うことができない。なお、夫婦が別々に家賃補助を受けたことが

ある世帯については、この項及び以下の各条項において、夫婦又はその配偶者であった者が既に家賃補助を受けた期間のそれぞれを合算して、既に家賃補助を受けた期間とする。

4 本要綱に基づく初めての申請をした日から3年を経過した世帯は、新たな申請を行うことができない。ただし、配偶者を異にしたときはこの限りでない。

5 家賃補助を受けたことのある世帯であっても、既に家賃補助を受けた期間が前条に定める家賃補助の期間の限度に満たない世帯は、申請できるものとする。この場合の家賃補助の期間は、前条に定める補助期間から既に補助を受けた期間を除いた期間とする。

6 補助世帯のうち、既に家賃補助を受けた期間が前条に定める期間の限度に満たない世帯であって、引き続き家賃補助を受けようとする世帯は、第1項に定める申請を毎年度新たに行わなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、当該年度の家賃補助金の交付を決定する。

2 町長は、第9条の届出があったとき又は申請内容に変更があったことを知ったときは、前項の決定について変更し、又は取り消しすることができる。

(家賃補助金の請求及び交付)

第8条 補助世帯は、細則の定める区分に応じて、細則の定める書類により、家賃補助金の交付を町長に請求する。

2 町長は、前項の請求があったときは、細則の定めるところにより家賃補助金を交付する。

(補助世帯の報告義務)

第9条 補助世帯は、第10条第1項各号に該当したとき又は細則に定める提出書類の記載内容に異動等があったときは、速やかに当該異動等を町長に届け出なければならない。

(資格の喪失)

第10条 補助世帯は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生した月から家賃補助を受ける資格を喪失する。

(1) 夫婦が離婚したとき。

(2) 岩美町から転出したとき。

(3) 民間賃貸住宅以外の住宅に居住したとき若しくは民間賃貸住宅以外の場所に、住民基本台帳法に基づく住民登録を行ったとき。

(4) 実質家賃負担額の変更により、家賃補助月額が0円となったとき。

(5) 生活保護による住宅扶助や、他の公的扶助による家賃補助等を受けたとき。

2 補助世帯は、不正な方法で行われた家賃補助の申請に基づき、家賃補助金の交付の決定を受けたときは、補助の開始月から家賃補助を受ける資格を喪失する。

3 補助世帯は、不正な方法で家賃補助金の交付を受けたときは、当該不正を行った月から家賃補助を受ける資格を喪失する。

(交付決定の取り消し、補助金の返還)

第11条 町長は、補助世帯が第10条各項のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各項の資格の喪失の時期に応じて、交付の決定を取り消す。

2 補助世帯は、前項の場合において、町長が定める期限までに受領済みの家賃補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日限りこの効力を失う。ただし、同日までに行われた交付決定については、この要綱は同日後もその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条第1項に規定する交付決定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 1 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 7 条第 1 項に規定する交付決定については、同日後もなおその効力を有する。